



*** 社会保険の被保険者・被扶養者について ***

従業員さんの手続き、お忘れではないですか…？

山本博之さん（48歳 男性 被保険者）の場合・・・

【ケース①】妻 祐子さん（45歳 女性 被扶養者今まで専業主婦）が6月からパートで働き始めました。

従業員が150人いる会社で平日5日に5時間働くようです。（週25時間勤務）

妻 祐子さんが「パートだし一週間に30時間働かないから社会保険は入らなくていいと思ってたけど今度の会社、あなたの扶養から外れて自分で社会保険料を払わないといけないみたい」と夫の山本さんに保険証を返して来ました。



これまでパートやアルバイトなどの短時間労働者については

「一週間の所定労働時間（所定労働日数）および一ヶ月の所定労働日数が常用労働者の4分の3以上（つまり30時間）」であれば健康保険・厚生年金保険の被保険者として扱われてきました。

令和4年10月以後、被保険者の条件が適用拡大されました。

以下①～⑤の条件を満たしている場合は被保険者に該当します。

- ① 通常の労働者およびこれに準ずる労働者を**常時100人を超えて**使用する事業所に使用されていること（来年令和6年10月からは**51人以上**）
- ② 一週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
- ③ 2か月を超えてその会社に勤めることが見込まれること
- ④ 賃金月額が88,000円（年収106万円）以上であること
- ⑤ 学生等でないこと

【ケース②】

「お父さん、私の保険証も会社に返してくれたよね？」と娘の洋子さん（23歳 新社会人）忘れがちなのが被保険者のお子さんが就職した場合です。

被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険の資格を取得した場合」や

「一定の収入（おおむね年間130万円）を超えた場合」は被扶養者でなくなります。

「被扶養者でなくなった日（就職日など）」以降は、保険証を使用できません。

<例：ご家族が4月1日で就職し、新しい健康保険に加入した場合>

就職日 4月1日 資格喪失日は4月1日（就職日）

⇒4月1日以降 被扶養者としての保険証は使えません。 保険証の返却は弊社担当者までお願いします。



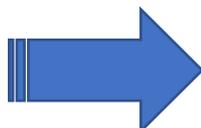
経営「健康診断」100セミナー

経営課題を一緒に考えてみませんか？

**チェックシートの100項目をチェック☑して
これを機に専門家と経営課題に取り組みましょう！**

ステップ 1

チェックシートに回答
するだけで経営課題が
分かります
→解決方法を丁寧にお
伝えます。



ステップ 2

浮き彫りになった
経営課題をその場で
専門家へ相談して
みましょう！

**気軽に
相談できます！**

【専門家】

- 経営 服部 哲茂 (ACTAS代表)
- 労務 田中 友美 (社労士 吉田労務管理センター副所長)
- 法務 蓮見 和章 (弁護士 弁護士法人リーガルジャパン代表)
- 財務 財務アドバイザー
- コンプライアンス 中西 健二 (丸共インシュアランス株式会社 代表取締役)
- 広告 徳本剛一 (橙デザイン株式会社)

1. 日時 令和5年6月21日 (水)
開始時間 / 13:30 ~ 15:30

2. 会場 合人社ウェンディひと・まちプラザ
北棟5階 研修室

広島市中区袋町6番36号

3. 受講料 お一人様 5,000円 (税込)
※当日現金にてお支払いください 資料代込み

主催：賢い経営者の会



貴社名					TEL()	—
ご住所					FAX()	—
No.	お役職	お名前	No.	お役職	お名前	
1			3			
2			4			

申込先 / 吉田労務管理センター 田中まで FAX (082) 227-3453